

第9期高齢者いきいき計画 構成（記載概要）

凡例

□ : 計画に記載する事項の留意点及び基本指針の改正点等。
基本指針の見直しに伴い、記載を追加、変更する事項は、(指) と表示。

■計画の名称

- 基本指針に即して「地域包括ケア計画」として作成する旨明確化
- 老人保健計画は法令根拠がなく経過しているため、計画名称から外し、健康増進計画との調和として整理(現行)「第9期羽曳野市高齢者いきいき計画(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)(変更)「第9期羽曳野市高齢者いきいき計画(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)～地域包括ケア計画～」

■はじめに

(市長巻頭言)

■目次

- 変更・組換えする。

■第1章 計画の作成にあたって

1. 計画作成の趣旨

- 第8期では「計画の基本的な考え方」としていたが、第3章の「基本理念」のタイトルと紛らわしく、内容についても重複があるため、「計画作成の趣旨」とし、内容についても計画作成の「目的」に限定した内容とする。

(文案)

2000年4月、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度では、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることが義務付けられ、本市では、高齢者保健福祉計画と一体的に「高齢者いきいき計画」として作成し、各期で「わがまちの介護のデザイン」としての計画を策定し施策を推進してきました。

第9期高齢者いきいき計画は、これまでの到達点に立って、今後の中長期的な目標を示したうえで、地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現を目指し、本市の地域性に応じた「地域デザイン」を描くことを目的として策定するものです。

2. 計画の位置づけ（法令等の根拠及び他計画との関係）

法令の根拠、他計画との整合について整理する。

- 老人保健計画は法令根拠がなく経過しているため、計画名称から外し、健康増進計画との調和として整理。「第9期羽曳野市高齢者いきいき計画(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)～地域包括ケア計画～」とする。
- 基本指針に即して、老人福祉計画と介護給付適正化計画の一体的策定とする。また、地域包括ケア計画として策定することを明記する。
- 他計画との関係は、特に、地域福祉計画が上位計画であること、及び住まい関係について連携をすることの重要性について記載。
- 第8期では本項において「計画策定のための基本的な指針」として、制度改正を含む指針改正点を記載しているが、この点については、施策方針の総論部分に必要な事項を織り込む。

なお、基本指針に即する計画策定の取扱いについては、計画の位置づけにおいて触れる。

3. 計画の期間

○ 基本指針に即する記載とする。第8期計画の「団塊世代云々」のくだりは削除。

(文案)

市町村介護保険事業計画は、3年を1期として作成するものとされており、これに合わせて、本計画は、令和6年度から令和8年度までを期間として、令和5年度中に作成するものです。

また、第9期市町村介護保険事業計画は、2040年等の中長期を見据えて、第9期の位置付け及び目標を設定する必要があることから、本計画は、本市の人口構造の変化や介護需要の動向を踏まえた中長期的な期間を考慮するものです。

4. 計画の作成体制

○ 基本指針に即して記載を要する事項を整理。第8期計画で記載をした「調査の実施」については、作成体制ではないため、本項では触れない(第2章に記載)。

また、第8期計画で第7章2「市民意見反映等のための方策」は、本項での記載となる。

(項目建て)

- (1) 介護保険等推進協議会の開催
- (2) 市民意見等の反映手続き
- (3) 市関係部局相互間の連携
- (4) 専門家及び関係者の意見の反映
- (5) 情報の公開
- (6) 大阪府との連携
 - ① 大阪府介護保険事業支援計画との連携
 - ② 地域医療構想を含む医療計画の整合等

■第2章 高齢者を取り巻く状況と将来の姿

○ 本章では、見える化システム等による地域分析、各種調査結果からみる本市高齢者の状況及び介護給付等対象サービス等の実施状況(国・府・近隣比較及び第8期計画比較等)を記載。

また、将来人口推計や介護需要の推計を基に、本市の将来の姿について記載。

○ 医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握・分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性について記載。

○ 第8期の振り返り、現状把握及び課題分析等については、施策方針部分で併せての記載とする。

(項目建て)

1. 高齢者を取り巻く状況

- (1) 地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析

地域包括ケア「見える化」システムによる、各種指標(人口、被保険者数、認定者数、受給者数、給付費、地域支援事業等)での計画値対比、経年推移、国・府・近隣市比較を行い、傾向、地域特性等を記載。

- (2) NDB・KDBによる医療・介護分析からみた羽曳野市の状況

○ 「医療ニーズの変化について把握・分析する」ため、医療費分析の結果等を保険年金課と調整(健康寿命・健康格差を含む)して記載。また、大学研究機関との共同研究事業として「家族介護者への生活習慣病・介護予防のための健康把握とKDBシステムによる支援評価研究事業」を令和2年度から実施するなど、引き続き市独自の研究事業を実施しており、その内容を記載。

- (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にみる高齢者の状況
- (4) 在宅介護実態調査にみる要介護高齢者の状況
- (5) 認知症ケアパスの作成過程における認知症の人のサービス利用実態

サービス利用状況、入院等受療動向の把握等について記載。

(6) 事業者調査・施設等事業所調査にみるサービス提供者の状況

2. 地域ケア会議等における地域分析結果

- 地域ケア会議、生活支援・就労的活動支援コーディネーター、協議体により把握した地域課題を記載。

3. 第8期における介護給付等対象サービスの状況及び計画比較

4. 中長期的な人口構造の変化を勘案して見込む介護ニーズの見通し、将来の姿

- 人口構造・需要ピーク等の類型を提示する。
- 中長期的な推計の考え方と概要を示す。医療提供体制との一体的整備。生産年齢人口減少に伴う人材確保・生産性向上の課題等についても基本的な考え方について記載。
- 中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方について議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを記載。(指)

■第3章 計画の基本理念及び基本目標

※別紙(案)のとおり

1. 計画の基本理念

- 計画の基本理念に、計画名で使用する「いきいき」の理念を入れること
「高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」
➡
「高齢者が 健康で “いきいき” と活躍ができ いつまでも安心して暮らせる羽曳野のまちづくり」
に変更する
- 計画で定める基本理念の説明部分は、基本指針第一の趣旨に沿ったものとすべきところ、第8期計画ではこの点を踏まえた内容になっておらず、特に「地域共生社会の実現」等の記載が漏れているので織り込む。また、基本指針に倣って「中長期」の書きぶりを変更する。

(項目建て)

(1) 基本理念

高齢者が 健康で “いきいき” と活躍ができ
いつまでも安心して暮らせる羽曳野のまちづくり

(2) 基本理念に基づく「まちの将来像」

- 基本視点は、第8期を引き継ぐ。施策・取組を進める上で共通する視点であり、第8期計画を踏襲する。

(項目建て)

- ① 「支え合いのまち」の創生
- ② 「健康でやさしいまち」の創生
- ③ 「尊厳が保たれるまち」の創生
- ④ 「手を携える協働のまち」の創生

2. 基本目標(ビジョン)

達成しようとする目標(中長期目標を含む)及び地域の実情に応じた特色

- 基本目標として、「まちづくりの目標」と、「地域包括ケアシステム」の推進目標を設定する。

- 設定する目標は、第9期及び中長期とする。
- 2025年度までの地域包括ケアシステムの構築は、目標にセットしておく必要がある。
- 「地域の実情に応じた特色」を「明確化」し、及びこれに対応する目標設定とする。
- 第8期計画では、「重点施策」及び「計画の柱」を設定し、その内容で施策の体系及び目次建てとしているが、単に施策項目を大・中・小に区分しているにすぎない。また、重点施策などとして設定した場合、各項目において施策が重複する場合がある。よって「重点施策」及び「計画の柱」ではなく、「目標」として基本指針に即して再設定する。再設定した目標は、第4章以下の各施策に共通する目標となるものと整理する。その上で、基本指針に即して達成目標を設定し、及び優先順位を付けることについて触れる。

(項目建て)

(1) 本市の特色・特性

(項目建て)

- ① 経緯と到達点
- ② 2050年頃の姿(人口構造等)
- ③ 2050年頃の姿(介護需要等)

(2) 目指すべき方向性の明確化(まちづくりの目標)

(項目建て)

- ① 地域包括ケアシステムによる地域づくり及び「つながり・支え合い」のある地域共生社会の実現
- ② 健康寿命を延伸し、高齢者が地域でいきいきと健康に暮らせる地域社会の創出
- ③ 「人口縮減・“超超”高齢」社会を乗り越え活力ある地域社会の実現

(3) 目指すべき方向性の明確化(地域包括ケアシステムの深化・推進の目標)

○ 基本理念の達成に向け、「地域包括ケア計画」の側面から目標を設定する

- ① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ② 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ③ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ④ 日常生活を支援する体制の整備の推進
- ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保及び生活しやすい環境の整備
- ⑥ 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を進めるための体制等の整備
- ⑦ 地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す保険者機能の強化

3. 日常生活圏域の設定

■第4章 地域包括ケアシステムの現状・課題と今後の展開

《総論》

1. 地域包括ケアシステムの現状・課題及び今後の方針

- 地域包括ケアシステムの概要を説明しておく
- 地域包括ケアシステムの2025年構築目標に対する到達状況課題を明確化する

(項目建て)

(1) 分析評価の結果

- ① 地域包括ケアシステムの構築状況点検ツールによる分析評価
- ② 地域支援事業及び予防給付の達成状況の点検及び評価

(2) 地域共生社会の中軸となる地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の方向性

《以下、各論》

2. 地域支援事業と健康づくり

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業と健康づくり

- 第9期計画期間中に集中的に取り組むことを明記。
- 総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組みが推進されるよう、関係団体、関係機関を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与について記載。(指)
- 新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場への参加率を向上する旨を記載。(指)
- 総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、実施状況の調査、分析、評価等を適切に行うことを記載。(指)

(項目建て)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業
- ③ 健康づくり事業
- ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ⑤ まちの保健室事業

(2) 包括的支援事業 (①在宅医療・介護連携の推進)

- かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について記載。(指)

(項目建て)

- ① 在宅医療の体制整備
- ② 在宅医療・介護連携

(3) 包括的支援事業 (②認知症施策の推進)

- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進を記載。(指)
- 認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることを記載。(指)
- 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について記載。(指)
- 日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて記載。(指)

(項目建て)

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
- ④ 認知症バリアフリーの指針・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(4) 包括的支援事業 (③生活支援体制の整備)

- ① 生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- ② 生活支援コーディネーターの配置 (第1層、第2層)
- ③ 協議体の設置

(5) 包括的支援事業 (④地域包括支援センターの運営)

- 地域共生型地域包括支援センターへの機能拡大の方向性について記載
- 総合相談支援業務の一部委託、介護予防支援の指定制度の導入への対応について記載。(指)

(項目建て)

- ① 総合相談支援事業
- ② 権利擁護
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④ 地域ケア会議
- ⑤ 地域包括支援センターの体制強化及び機能拡大

(6) 福祉支援サービス

- ① 介護離職防止対策

○ 介護離職ゼロは、在宅調査結果。施設整備関係の関連で整理する。

② 介護に取り組む家族等への支援

○ 家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターが連携を図ることの重要性について記載。(指)

○ ヤングケアラーへの対応等、地域共生、属性・世代を問わない包括的相談体制の構築の観点から施策を展開することを記載

○ 介護者家族の会

③ 高齢者福祉サービス

3. 多様な住まいの確保・移動支援

○ 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について記載。(指)

○ 未届け有料老人ホームへの対応、介護サービス相談員の積極的活用にも触れておく。

(項目建て)

(1) 多様な住まいの確保等

○ 養護老人ホームの契約入所、居住支援協議会等の検討についても触れる。

(2) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

(3) 移動・買い物支援

○ 人口減少が急速に進行することによる公共交通機関の動向を踏まえた対応策について、中長期の課題として記載。

4. 高齢者の「生きがいづくり」「社会参加」「活躍の場の整備」

○ 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組みについて記載。

○ 介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について記載。(指)

○ 既存資源(特に民間ベース)地域見守り、こども食堂、フードパントリー、地域で行われる保健室活動、民家居場所等々の状況を把握し、支援及びネットワーク等の課題を整理

○ きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業

5. 地域包括ケアネットワーク(ふれあいネット雅び)の推進

■第5章 介護・福祉サービスの提供体制整備方針・人材確保策及び高齢者の安全確保等の対策

1. 介護・福祉サービスの基盤整備方針

※別紙(案)のとおり

○ 利用(入所)定員総数を定める施設等の整備方針を記載

○ 上記、施設整備をする場合でも在宅サービスとりわけ地域密着型サービスの普及を図ることを記載。併せて、訪問リハの普及、老健の在宅療養支援機能の充実についても記載

○ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、在宅介護支援センター、介護予防拠点等の施設の施設整備方針(維持管理方針を含む)を記載する。

○ 2040年等及び中長期的な人口構造変化の見通しを踏まえると「関係サービスの連携や既存施設の有効活用等の工夫」の検討をする必要があることを記載する。

○ 地域密着型サービスを軸とする理由として「在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい」ことを記載。また、地理的バランスを考慮することを記載。

○ 二期を見通した中期的整備目標について検討し設定する

2. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び働きやすい環境整備・介護現場の生産性の向上の推進等

- 介護人材の確保は、介護サービス提供体制における現下の最大の課題となっていることから、大阪府単位、高齢者保健福祉圏域単位での取組みを継続し強化するとともに、市独自の取組みについて、関係部署との連携を図り、及び関係機関・団体等との協働により推進していくことを明記。
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について記載。(指)
- 生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。(指)
- 都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につながるワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。(指)
- ケアマネジメントの質の向上、介護支援専門員の人材確保について記載。
- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について記載。(指)
- ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について記載。(指)
- 文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。(指)
- 標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担が軽減される旨を記載。(指)
- 介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載。(指)
- 介護情報基盤の整備について記載。(指)
- 要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて記載。(指)

(項目建て)

(1) 介護人材の確保・育成・定着支援及び資質の向上

- ① 人材確保協議会
- ② 事業評価及び改善
- ③ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の従事者の養成、就業促進策
- ④ 介護人材の資質の向上
- ⑤ ケアマネジメントの質の向上

(2) 働きやすく、働き続けられる環境整備

(3) 介護分野文書負担軽減

(2) 業務の効率化・生産性の向上、情報化の推進

○ 介護ロボット、ICT導入支援について3年間の導入事業所数の等の数値目標を設定する。

(4) 介護情報基盤の整備

○ 地域支援事業に介護情報基盤の整備の事業が追加されたことについて記載。(指)

3. 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。(指)

4. 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等

- 総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連

携先が実施している取組の評価の実施を行うことを記載。(指)

(項目建て)

- (1) 介護給付等対象サービス
- (2) 地域支援事業

5. 介護サービス情報の公表、介護サービス事業者経営情報の報告等

○ 介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表する制度改正についての周知について記載。(指)

6. 災害・感染症への対応

- 個別避難計画の策定について記載。
- 福祉避難所の設置、運営に関して記載。
- 業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について記載。(指)

(項目建て)

- (1) 災害に対する備え
- (2) 感染症に対する備え

7. 虐待防止対策の推進

- (1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化
 - ① 広報・普及啓発
 - ② ネットワーク構築
 - ③ 庁内連携・行政機関連携
- (2) 養護者による高齢虐待への対応強化
- (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応整備、強化

■第6章 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み

1. サービス量等の見込みの考え方及び方法

- 中長期的な推計、第9期の目標設定の考え方と推計方法を記載。
- 地域医療構想を含む医療計画との整合性を図るの必要があり、その内容を記載。
- 認定者数は予防効果も反映させるの必要がありその根拠を記載。

2. 人口、第1号被保険者、認定者数等の推計

3. 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

- (1) 市及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの量の見込み
- (2) 指定地域密着型サービス以外の介護給付等対象サービスの量の見込み

4. 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

- 「第5章 1. 介護・福祉サービスの基盤整備方針」において記載する内容との整合を図る。
- 地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等について記載。(指)
- 様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源を活用した複合型サービスの整備について記載。(指)
- 訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを記載。(指)
- 特養のサービス見込量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることについて記載。(指)

- 小規模特養のあり方について、地域における必要なサービス提供が継続されるよう必要な取組みを進めていくことについて記載。(指)
- 介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も踏まえるとともに、在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことを記載。(指)

5. 各年度における地域支援事業の量の見込み

- (1) 総合事業の量の見込み
- (2) 包括的支援事業の事業量の見込み

6. 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

7. 中長期的な推計及び第1号被保険者介護保険料

- (1) 第9期の推計(費用及び第1号被保険者の介護保険料)
- (2) 中長期的な推計

■第7章 介護保険制度の円滑な運営

1. 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

- 第3章から第6章で掲げた目標のうち、自立支援、介護予防・重度化防止の推進の基本目標に対応する目標設定を再掲する。
- 地域包括ケアシステムの構築状況に関する自主点検の結果を踏まえ、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくことの重要性を記載。(指)
- 地域リハビリテーション支援体制の構築に係る取組みの重要性について記載。(指)

2. 介護給付の適正化への取組及び目標設定

- 第6期介護給付適正化計画を定める。
- 介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを記載。(指)

3. 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

4. 介護保険制度における独自事業及び一般会計による事業の実施

■第8章 計画の推進(地域をデザインする保険者機能の強化)

1. 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

- 自立支援・重度化防止等の「取組と目標」について毎年度自己評価することについて記載する。
- 地域包括ケアシステムの構築状況の点検は重要であり、地域包括ケア計画部分に関し国の点検ツールの活用について記載する。(指)
- インセンティブ交付金及びその評価の実施について記載する。